

# 東北地区国立病院薬剤師会会則

## 第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、東北地区国立病院薬剤師会といい、事務局を仙台医療センターに置く。

2 本会の略称を東北地区国病薬剤師会とする。

(目的)

第2条 本会は、会員の倫理的及び学術的水準を高め、薬学特に専門分野である病院薬学、病院薬剤部科業務の進歩を図り、高度医療の発展に貢献し、職能を通じて国民の健康福祉に寄与するとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 薬学、特に病院薬学の進歩発展に関する事項
- 2) 薬剤部科の管理運営の合理化、技術の向上に関する事項
- 3) 学術研究・調査研究に関する事項
- 4) 教育研修に関する事項
- 5) 会誌の発行、ホームページの運用
- 6) 関連諸団体との連絡に関する事項
- 7) 会員の慶弔に関する事項
- 8) その他、本会の目的達成に関する必要な事項

## 第2章 会 員

(正会員)

第4条 本会の正会員は、東北地区の独立行政法人国立病院機構及び国立ハンセン病療養所に勤務する薬剤師とする。

(名誉会員)

第5条 本会に名誉会員を置くことができる。

2 名誉会員は、本会のために顕著な功績のあった者で、常任理事会の推薦により総会において承認を得た者とする。

## 第3章 役 員

(種別)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |       |     |
|-------|-----|
| 会 長   | 1 名 |
| 副 会 長 | 2 名 |

常任理事	若干名
地区理事	若干名
監事	2名
事務局長	1名

(選出と任期)

第7条 会長及び監事は、総会において選出する。

- 2 副会長、常任理事及び事務局長は、会長が委嘱する。
- 3 地区理事は、原則として各県から1名とし、会長が委嘱する。
- 4 役員の任期は、原則として2年とする。但し、再任を妨げない。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 常任理事は、会務を分掌する。
- 4 地区理事は、各県を代表し、会の円滑な運営に参画する。
- 5 監事は、会務及び会計を監査し、その結果を総会において報告する。
- 6 事務局長は、事務部門を担当し、諸会議の運営に当たる。

(補充)

第9条 会長に欠員を生じた場合は、副会長が代行し、次回総会で会長を選出する。

但し、その任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 副会長、常任理事、地区理事及び事務局長に欠員を生じた場合は、会長が委嘱する。但し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第10条 本会内に、東北地区国立病院薬剤部科長会（以下「部科長会」という。）を置く。

- 2 部科長会は、会長が代表し、国立病院薬剤部科長協議会の支部としての活動及び会長の求めに応じ本会の対外的な折衝に当たる。
- 3 部科長会の運営委員は、会長が委嘱する。
- 4 運営委員の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
- 5 部科長会の運営に関しては、別に定める。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、常任理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会の運営に関し、会長の求めに応じ意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

## 第4章 会 議

(種別)

第12条 会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

(総会)

第13条 総会は、本会の最高の意志決定機関であり、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
- 3 臨時総会は、会長又は監事が必要と認めたとき開催する。
- 4 総会は、正会員をもって構成し、正会員の3分の2以上（委任状を含む。）の出席がなければこれを開くことができない。
- 5 総会の議長及び副議長は、その総会において出席会員の中から選任する。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第14条 理事会は、本会の評議機関であって、本会則第6条に掲げる役員で構成し、総会前に会長がこれを招集する。

- 2 理事会は、過半数の出席がなければ、これを開催することができない。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 理事会の議決事項は、総会に報告し承認を得なければならない。

(常任理事会)

第15条 常任理事会は、会務の執行機関であって、会長、副会長、常任理事、監事及び事務局長をもって構成し、会長がこれを招集する。

- 2 常任理事会は、過半数の出席がなければ、これを開催することができない。
- 3 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 常任理事会の議決事項は、理事会及び総会に報告し承認を得なければならない。

## 第5章 委 員 会

(委員会)

第16条 本会に委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、常置委員会と臨時委員会とし、それぞれの委員をもって組織する。
- 3 委員会の種類、構成及び任務その他必要事項は細則に定める。

## 第6章 会 計

(経費及び収入)

第17条 本会の経費は、会費、寄付及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費の額は、薬剤部科長及び副薬剤部科長にあつては年額 8,000 円（部科長会費 3,000

円、薬剤師会費 5,000 円)、その他の常勤職員にあつては年額 5,000 円、非常勤職員及び期間職員にあつては年額 3,000 円とする。

- 3 既納の会費は、理由の如何を問わずこれを返還しない。
- 4 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

## 第 7 章 会 員 の 慶 弔

(慶弔)

第 18 条 会員の慶弔については細則に定め、常任理事会で行う。

## 第 8 章 旅 費 規 程

(旅費)

第 19 条 会員の用務に係る旅費については、東北地区区立病院薬剤師会旅費規程に定める。

## 第 9 章 会 則 の 変 更

(会則の変更)

第 20 条 本会則は、総会の議決を経なければ、これを変更することができない。

附 則

- 1 本会則は、平成6年6月4日より施行する。
- 2 平成7年7月8日一部改正
- 3 平成14年6月1日一部改正
- 4 平成15年6月21日一部改正（施行は平成16年4月1日）
- 5 平成17年6月18日一部改正
- 6 平成18年11月18日一部改正（施行は平成19年4月1日）
- 7 平成20年 5月17日一部改正
- 8 平成27年 5月16日一部改正
- 9 平成30年 5月12日一部改正
- 10 令和 元年 6月1日一部改正

# 東北地区国立病院薬剤師会細則

## 第1章 会 長

第1条 会長は、国立病院薬剤部科長協議会東北支部長を兼務する。

## 第2章 会 員

第2条 本会に会員名簿を備える。会員は、住所、氏名及び所属等に変更を生じた時は、すみやかに会長に届けなければならない。

第3条 名誉会員は終身委嘱とする。

## 第3章 委 員 会

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成し、会長がこれを委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、必要があればその職務を代行する。
- 3 委員長は、記録を作成し、会長に報告しなければならない。

第5条 常置委員会として次のものを置く。

総務委員会

学術委員会

広報委員会

教育研修委員会

リスクマネジメント委員会

- 2 学術部の主催する会員研究発表会は、薬学研究会を標榜する。

## 第4章 慶 弔

第6条 正会員が結婚した時は、祝電を贈る。

- 2 正会員及び本会 OB 会員が叙勲又は本会の発展に寄与すると会長が認める表彰があった時は祝電を贈る。

第7条 正会員が死亡した時は、弔電、弔慰金及び生花又は花輪を贈る。

- 2 正会員の配偶者又は直系一親等の者が死亡した時は、弔電及び生花又は花輪を贈る。
- 3 正会員の配偶者の親が死亡した時は、弔電を贈る。
- 4 本会 OB 会員が死亡した時は、弔電を贈る。
- 5 弔慰金の額は、常任理事会に一任する。

6 正会員の傷病見舞いについては、常任理事会に一任する。

第8条 第6条及び前条の慶弔については、事務局に連絡のあった者について行う。

#### 第5章 細則の変更

第9条 本細則は、常任理事会の議決を経なければ、これを変更することができない。

#### 附 則

- 1 本細則は、平成6年6月4日より施行する。
- 2 平成14年6月1日一部改正
- 3 平成15年6月21日一部改正（第1条は平成16年4月1日より施行）
- 4 平成17年6月18日一部改正
- 5 平成27年5月16日一部改正
- 6 令和元年6月1日一部改正